

2024年2月2日

株主各位

川崎汽船株式会社

株式分割に関するよくあるご質問

当社は2024年2月2日開催の取締役会において、1株につき3株の割合をもって株式を分割（2024年3月31日時点の株主様が対象）することを決議いたしました。

本件につきまして、株主の皆さまにより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1 株式分割を実施する目的は何ですか？

株式分割を通じて当社株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げ、個人投資家をはじめとする投資家の皆さまが当社株式をよりご購入いただきやすい環境を整えることによって、投資家層の拡大を図り当社株式の流動性を高めることを目的としています。

Q2 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

(ご参考：株式分割前の当社株価が7,200円である場合の試算)

・株式分割前の最低投資金額 7,200円(株価) × 100株(単元株式数) = 720,000円

・株式分割後の最低投資金額 2,400円(株価) × 100株(単元株式数) = 240,000円

Q3 所有する株式の資産価値に影響はありますか？

効力発生日である2024年4月1日をもって、1株あたりの純資産額が3分の1となりますが、ご所有の株式の数は3倍となりますので、株式分割直後のご所有の当社株式の資産価値は、理論上、同等となります。

Q4 株式分割により、受け取ることができる配当金はどうなりますか？

2023年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当(注)については、株式分割前の株式数が対象となります。

(注) 2024年3月期の期末配当予想額は、1株当たり150円(2024年2月2日付開示のとおり、前回予想の1株当たり100円から増配)です。

また、2024年4月1日以降を基準日とする配当金につきましても、今後の業績変動などの他の要因を除いて、株式分割により配当金額が増加するなどの影響はありません(2024年4月1日をもってご所有の株式数は3倍になりますが、1株当たりの配当金は3分の1になります)。

Q5 株式分割後、所有している株式数及び議決権数はどのようになりますか？

2024年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株式数に3を乗じた株式数を、2024年4月1日の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、ご所有の株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	ご所有の株式数	うち、 単元未満 株式数	議決権数	ご所有の株式数	うち、 単元未満 株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	300株	—	3個
例②	30株	30株	—	90株	90株	—
例③	40株	40株	—	120株	20株	1個
例④	230株	30株	2個	690株	90株	6個

Q6 株主は何か手続きが必要ですか？

株主の皆さまにお願いする手続きはございません。

Q7 株式分割に伴う株式の売買停止期間はありますか？

単元未満株式の買取及び買増を除き、売買停止期間はありませんが、売買後の株式の振替に2営業日を要するため、株式分割前の株価・株式数でのお取引は、2024年3月27日(水)までとなります。

株式分割後の株価・株式数でのお取引は、2024年3月28日(木)からとなります。単元未満株式の買取は2024年3月26日(火)から、買増は2024年3月14日(木)からいずれも2024年3月29日(金)まで請求を受け付けることができません。

Q8 株式分割のスケジュールを教えてください。

2024年2月2日(金)	本件に関する对外発表
2024年3月27日(水)	現在の株価水準・株式数での当社株式売買の最終日
2024年3月31日(日)	株式分割の基準日
2024年4月1日(月)	株式分割の効力発生日

株式分割に関するお問い合わせ先

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

住所：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：0120(782)031(午前9時から午後5時まで。土日休日を除く。)